

契約の締結について

燕市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年燕市条例第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり分水総合体育館改修工事（建築）の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和3年 6 月 30 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

契 約 名	分水総合体育館改修工事（建築）
契 約 金 額	一金 366,300,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 33,300,000 円)
契 約 手 方	丸運・丸山 分水総合体育館建築特定共同企業体 代表 新潟県燕市物流センター1丁目5番地 丸運建設株式会社 燕営業所 所長 川崎 満